



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第70号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額(213)(健康対策課)..... 1

告 示

鳥取県告示第213号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)第2条本文の規定に基づき、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額を次のように定め、平成14年4月1日から施行する。

平成12年鳥取県告示第223号(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)は、平成14年3月31日限り廃止する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例第2条本文の規定による知事が定める額は、平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(基本診療料に係る額を除く。)の8割の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、次に掲げる検査及び診断については、それぞれに定める額とする。

- 1 ツベルクリン反応検査 1検査につき218円
- 2 エックス線間接写真診断 1枚につき670円

